

1 基本的な考え方

いじめに迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。そして、いじめは、どの学級でも起こりうるものという基本認識に立ち、すべての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

2 いじめ防止のための組織

(1) 生活指導部会

校長、副校長、生活指導主任、主任養護教諭、学級担任、スクールカウンセラー等からなる、いじめ防止の対策のための生活指導部会を必要に応じて開催する。

(2) 職員会、特別支援校内委員会

職員会、特別支援校内委員会等で、全教職員で配慮を要する児童について、現状や指導についての情報交換及び共通理解を図る。

(3) いじめ対策連絡協議会（別紙）

石浜小学校におけるいじめ問題に対する指導の適正化を図るために、「いじめ対策連絡協議会」を置き、情報交換や指導の経過についての検討を行う。

3 いじめ未然防止のための取組

(1) 学級経営の充実

○ソーシャルスキルトレーニングを実施したり、「いじめアンケート」を実施したりして、児童の実態を十分に把握し、よりよい学級経営に努める。

○分かる・できる授業の実践に努め、児童一人一人が成就感や充実感をもてる授業の実践に努める。

(2) 人権教育・道徳教育の充実

○道徳の授業を通して、児童の自己肯定感を高める。

○全ての教育活動において人権尊重の精神や思いやりの心などを育てる。

(3) 相談体制の整備

○教職員研修を実施し、共通理解を図る。

○「いじめのアンケート」後にスクールカウンセラーや学級担任等により教育相談を行い、児童一人一人の理解に努める。

○スクールカウンセラーによる相談の時間を設定し、教育相談の充実に努める。

(4) 縦割り班活動の実施

○縦割り班活動のなかで、協力したり協調したりすることを学習し、人とよりよく関わる力を身に付けさせる。

4 いじめ早期発見のための取組

(1) 保護者や地域、関係機関との連携

児童、保護者、学校の信頼関係を築き、円滑な連携を図るように努める。保護者からの相談には、家庭訪問や面談により迅速かつ誠実な対応に努める。また、定期的な「いじめ対策連絡協議会」の開催や家庭支援センター等の関係諸機関と連携して課題解決に臨む。

(2) 「いじめのアンケート」の実施

毎学期、「いじめのアンケート」を実施する。また、アンケートをもとに、一人一人の児童と直接話をして、思いをくみ取る。

(3) 子供との関わりの重視

児童の休み時間、清掃時間、放課後等に、児童の様子に目を配り、交友関係や悩みを早期に把握する。

5 いじめに対する早期対応

(1) いじめに関する相談を受けた場合、速やかに管理職に報告し、事実の有無を確認する。

(2) いじめの事実が確認された場合は、生活指導部会を開き、対応を協議する。

(3) いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。

(4) いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行う等の措置を講ずる。

(5) 事実に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。

(6) 教育委員会に速やかに報告し、連携を図る。

6 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

ア いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合

イ いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合

ウ 児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合

(2) 重大事態への対処

○ 重大事態が発生した旨を、区町教育委員会に速やかに報告する。

○ 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。

○ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとる。

○ 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。